

令和3年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第3号）						
招 集 年 月 日	令和3年6月8日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年6月10日 午前10時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和3年6月10日 午後12時02分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 15名 欠 席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	1番 小 谷 節 雄 2番 岩 本 恭 典					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	副 町 長	加 藤 弘	○	教育課長	出 田 茂	○
	総務課長	山 内 悟	○	会 計 者 管 理 者	土 肥 克 也	○
	企画政策 課 長	船 津 宏	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	商工観光 課 長	山 口 和 久	○
	町民課長	深 水 昌 彦	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	生活福祉 課 長	養 田 輝 幸	○	上下水道 課 長	林 敬 一	○
	高齢福祉 課 長	木 下 尚 宏	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第3号）

日程第 1 一般質問（ 2 人 ）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（ 2 人 ）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。ここで、昨日の一般質問で4番、加賀山瑞津子議員への答弁訂正申入れが船津企画政策課長よりあっておりますのでこれを許可します。船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。昨日、4番、加賀山議員の一般質問の中で、男女共同参画推進懇話会の昨年、令和2年度中の開催の回数について2回と申し上げましたが、正しくは3回開催されております。8月、10月、3月の3回開催されております。もう一つ確認ですが、男女共同参画推進懇話会の委員は計12名でありまして、職員が1名青年団代表から入っております関係で若干数の把握に勘違い等があったのかと思います。12名のうち男性が3名、女性が9名となっております状況です。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、2番、岩本恭典議員の一般質問です。

○議員（2番 岩本 恭典君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 2番、岩本恭典議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） おはようございます。一般質問もあと残すところ2人ですけど、早速ですが通告書に従い3点質問させていただきます。まずふるさと振興社の経営状況と今後の運営方針についてということで、昨日の7番議員から質問があっており、別の面から質問を行いますが、進める上で重複することもあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。平成30年12月定例議会で、ふるさと振興社調査特別委員会から今後の課題として1加工場の機械設備の充実、2加工製品の受託に重点を置き営業の強化、3自社加工の開発、4販路拡大事業者への支援強化、5人員の適正管理、6ごみ袋営業販売、ネット販売、加工場の年間売上げ目標を設定し、昨年度比増を達成、7販路拡大事業収支及び計画等の販路拡大事業者への開示、これらを行ってふるさと振興社の公益性を保ちつつ、自立に向けた経営努力が望まれる。役職員が一丸となって課題を克服し、町民から期待されるふるさと振興社に成長させていくこと。このような調査報告がありました。その後3年が経過しましたが、これまでの経営状況と令和2年度の決算状況について伺います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。ふるさと振興社につきましては、徐々にではありますが経営改善が出来ているところです。議員がお尋ねにありました令和2年度の決算内容につきましては、また総会の承認を得てませんので、令和9年度にシルバー人材センターとか全ての会計報告はさせていただきたいと思っておりますので、本年、今回は令和元年度までの状況で御説明させていただきたいと思っております。はい、よろしく

お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは、資料をうちのほうから発信いたしますので、それに伴いまして御説明をしたいと思います。今町長のほうからお話がありましたが、令和元年度までのですね決算額の比較によりまして御説明をしたいと思います。まず、売上高につきましては、令和元年度につきましては、前年対比でですね約55%の伸びとなっております。この要因としましては、ふるさと納税の返礼品の増加、また、ネット販売の増加ということで把握しております。例えばですねネット販売につきましては、ふるさと納税の返礼品が増えたことによりまして、そのリピーターがですねネット販売に多くなったというのが要因だと考えられます。それに伴いまして令和元年度は当期の純利益につきましては、約500万以上の黒字となっております。また、事業経費につきましては、3枠目になるんですが、平成30年が約86.4%、令和元年度が53.9%ということでコストの削減も行われているというのが見てとれると思います。その要因としましては、例えばですね返礼品の送り先が関東だったり関西だったりすると思うんですが、例えば3社ありまして、ABCという3者がありまして、その中でですね関東はAが安い、関西はBが安いという、それに伴いまして契約をされてるということをお聞きしております。また、4枠目になるんですが、人件費の件ですが、これは町長のほうから私のほうに御指導いただいたと思っておりますが、約、売上高のですね4割ぐらいが経営状況としてふさわしいということなんですが、平成30年度は37.2%、令和元年度がちょっと下がっておりまして20.1%となっております。これは職員の減というものもあるかもしれませんが、現在はいい経営状況になっていると思われれます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 令和2年度の決算については9月ということで、まだはっきり出てないということですけど、令和2年より以前、今課長のほうから説明がありましたが、以前についてですね令和2年より以前については、振興社は平成26年度のインターネット販売を開始してから平成27年度のふるさと納税の返礼品の業務委託事業、これを新たな事業として取り組んで、今説明されたほうに、ようにいい方向に向かってるっていうことだったんですが、私が以前新振興社の取締役をしていたときですね、経営状況というのが悪かったっていうこともあります。その中でですね、何が1番弱かった部分かということを見た場合に、やはり加工製造業務ですね。ここが1番いつも赤字を出している部分です。だけど1番この加工製造業務ってのが1番大事な部分じゃあるんですね。だからそのやはりここを強化していかないと、幾ら経営状況がよくなったと言ってもですね、本当の経営状況を考えた場合ですね、やはり加工業務というのは強化すべき点だと思いますが、このさっき説明したようにこの2年、3年の間で、その加工業務についてはですねどのような強化を図られてきたのか、そこをお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。現場のほうにもお伺いはしてるんですが、確かに効率の悪い手作業とかですね、そういうのをやられていたみたいです。やっぱり経営状況が悪いということで、設備投資がちょっと出来なかったという反省点もありますが、今後はですねそういうのも考えていくべきだと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 私も販路開拓事業の事業者としてふるさと振興社によく行くわけですけど、先ほどの調査特別委員会でのですね今後の課題として、加工場の機械設備の充実、加工製品の受託に重点を置き営業の強化という点から見たとき、現在加工製造業務については非常に生産の効率が悪いんですね。これはもう例えば2、3年もずっと私が2、3年前から感じてることなんですけど、例えばですね受託してい

る加工品についてもですね、もう機械設備がないいものですから、もう手作業で行っているという状況です。やっぱ手作業で行うと時間もかかってですね、それ以上ですね受託が受けられないという状況でもあり、また、販路拡大事業者への支援強化という点から見るとですね、特産物を新たにつくろうと思っても、その振興社にお願いに行くわけですけど販路拡大事業に入って、最低限の設備が整っていないということでこれも出来ないというのが現状だと思います。設備について私もいろいろ調べたことあるんですけど当時ですね、ふるさと振興社の場合は小ロットに対しての設備なものですから、それを調べたときにそんなに高額なものっていうところがあるわけじゃないんですよ。だから、やはりそれで本当は設備投資をしたいんですけど、過去においてのふるさと振興社の経営状況からすると、なかなかこの設備投資に対する理解が得られなかったというのが本当だと思います。ただし、先ほど説明町長からもあったように、ここ数年の決算状況というのは伸びていますんで、また来年町長が考える地域商社ですね、これを見た場合にですねやはり今やっぱり加工業務に対して生産性の向上と業務の効率化っていう点からですね、最低限のやっぱ設備投資をしていくべきじゃないかなと。もうこれ以上伸びないということであればですね。それでやっぱり機械、設備導入の考えを持ってですね、ぜひ機械導入をして、働く方々も機械が欲しいと設備が欲しいということを言われてますんで、ぜひその機械設備の導入の検討とですね、また、町長にはふるさと振興社が財団設立後にですねどのような事業内容で行っていくのか、例えば何かに特化していくとか、ほかの事業も加えていくとかそういう考えがありましたら伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。2年前、令和元年度にですね1番行いましたのは、動線、人が動く線ですね。動線の改革を行うことによってかなりコストダウンにつながりました。やはり無駄な動きが時間を使う。それが結局原価を推し上げるということがあったし、使ってるパソコンのソフトも結局今は一度入力するといろんなところに使えるソフトがありますので、そういうものを使ってですねソフトを使った事務、発送準備とか、そういうものの時間的な無駄をなくす、そういうことでコストを上げてきてます。議員が言われるように製造の機械がまだまだ足りないということで、その辺は現場の人たちをお願いしてですね、必要なものから取り揃えるようには私のほうからは申し伝えております。今さっき言われたように、小規模な生産規模ですので、そんなに高額な機械はありません。大体100万前後の機械が主みたいですので、企業としては利益を上げていかなきゃいけない。でも無駄な税金は払わなきゃならないようにしていかなきゃいけませんので、やはり必要なものを投資していったら焼却にすることで税金対策にもなりますのでですね、そういう観点からも今徐々に設備投資を行っているところです。今、甲斐社長が入って従業員さんと一緒になってですねいろいろ連携をしてやっていってるところです。もう一つの質問であるあさぎり財団になってどういうことを特化していくのかという御質問ですが、当面は今のふるさと振興社の事業を継続していきます。まだまだスタッフがそろってませんので、現状のスタッフでやってることを現状のスタッフでまずスタートしていくと。それから徐々に徐々にですね、いろんなものが可能になってきたところから新たな取組をしていきたいと思ってます。ただ1番はあさぎり町には南陵高校、それからJA、農業試験場、それからあさぎり中学校とここにほんとに研究機関がそろってますので、これにまた県の施設とかあるいは大学とも協力しながらですね、ここでやはりアグリバレー構想ということで、農業農産物を利用した加工食品、特に今の発酵食品なんか注目されてます。健康食品としてですね。そういうものとかですねいろんなものを研究して、そしてそれを生産台に乗せていくというようなことは今検討しているところです。それとあとは販路拡大です。販路拡大も昨日豊永議員にも話しましたとおりですね大きな取引を狙わずに小さな取引をし中心に交渉していこうと考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） ありがとうございます。本当販路拡大事業に関して今物凄くですね、よその町村、前も言ったことあると思うんですけどほんとにあさぎり町よくしてもらってるっていう、うらやましいとよく加工される方に聞きます。もうやっぱいろんな商談会とかそうですね、そういうところに行かせてもらったりしてもう本当にあさぎり町はよくやってもらってると思います。財団設立後もですね、もう私も本当に期待してる場所じゃありますので、ぜひ町民から期待されるようにですね、ふるさと振興社、来年の地域商社あさぎり財団に向けてですね、ぜひそのところをよろしく願いいたします。次に移りたいと思います。次はくま川鉄道の復旧及び復旧後の自営事業運営についてですけど、５月１８日のですね国土交通省がくま川鉄道株式会社に対して、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業費補助による支援を発表しました。これによりですね関係市町村の負担額が決定したと思いますけど、あさぎり町の負担額とその内訳をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。今、議員から御説明いただきましたように、今回国のほうから決定していただきました総事業費につきましては、４億３，５９２万４，０００円となります。今資料のほうをお示ししておりますように、明細のほうに本工事費と附帯工事費等が工事区分ごとに記されておるかと思います。この下のほうの計算書の中で、あさぎり町の負担額の計算式となりますけれども、総事業費の２分の１が国、４分の１を熊本県、残り４分の１を地元市町村、１０市町村が負担をするものです。この計算でいきますと地元１０市町村の負担額が１億８９８万１，０００円で、これをくま川鉄道経営安定化補助金の率で負担するということとなりましたので、あさぎり町の負担額は２，３６０万８，０００円となります。新聞報道等ではですね、事業費が４億２，２００万となっておりますけれども、これは国の予算計上時の当時の額でありまして、そのあと熊本県を通じて対象事業費の確認がなされて国土交通省とも協議をした結果、事業費は４億３，５９２万４，０００円となっております。あさぎり町の今回の負担額２，３６０万８，０００円につきましては、公共土木施設災害復旧事業債を充てられることになっておりますので、起債の計上額が２，３６０万となりますけれども、この起債の元利償還金に対しては、後年度に９５％国のほうから普通交付税の措置がなされることとなりますので、２，３６０万８，０００円の９５％は交付税の措置がなされるということになりますので、実質町が支出する額といいますか負担する額については１１８万４００円ということで、総事業費の率でいきますと０．２７％ということになります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） 今回はですね災害ということもあってですね、国、県あたりがほんとに手厚く補助をしてもらってると思います。ただし、くま川鉄道経営安定化補助金で、あさぎり町というのはこれまで１，５００万とか令和２年度で１，５００万ですね、１，５８９万７，０００円という、そういう負担額をしているわけです。この中でですねこの補助金を受ける要因としてですね、要件としてですね災害を受けた事業者が過去３年間赤字である。それと、地方自治体などが鉄道施設、鉄道用地などを保有し、無償貸与する上下分離方式の導入ということがあります。この上下分離方式の詳細な内容がわかればお聞かせいただきたいんですけど、それとまたこの上下分離方式っていう考え方に対する町長の現時点での考え方、考えがあるならばそれも併せてお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。議員が御説明いただきました特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の適用につきまして、事業者が過去３年間赤字、それから自治体が鉄道施設などを保有をして無償貸与する上下分離方式の導入ということでありまして、そういう案件とまた別にですね、ほかの規定もありまして、例えば補助対象となりますには災害復旧事業に要する額が１年間の運輸収入以上の額であること、これはも

うはるかに超えて見込まれます。それと鉄道事業の損益計算において経常損失、営業損失が確実であること。それから復旧後、長期的な10年以上の運行が確実であること。それと議員も説明していただきました復旧した鉄道施設を地方自治体が保有する場合には、その復旧に要した費用を鉄道事業者または地方自治体に国が補助金を交付するというようになっておりまして、これが上下分離方式の導入の根拠ということになるかと思います。あくまでこの上下分離方式の導入につきましては、全線復旧後災害復旧事業ですので、全線復旧後に適用をされるものでありますので、11月から一応、くま川鉄道さんとしては部分運行を目指しておりますけれども、部分運行の期間中についてはこれは適用されないと。人吉温泉駅から湯前駅まで全線復旧をされてからこれが適用されるということとなっております。この全線復旧後に分離方式、上下分離方式での経営を始めますと、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の適用を受けて、通常であれば国の3分の1補助だったものが2分の1の補助、効率の適用が受けられるということになると思います。上下分離方式ですので、下の部分は自治体、今のところ熊本県と10市町村でという話で協議はしておりますけれども、上の部分の維持管理費用に関しましては、くま川鉄道での運輸事業分になると思いますので、もしこちらのほうの赤字等が出た場合には、従来の10市町村で対応していくというふうになるかと推測されますけれども、その辺りについては今後詳細を決めていくというふうな流れになっていくかと思います。あと、南阿蘇鉄道さんの事案があったものですからこの事業が出来たという経緯もありますので、南阿蘇鉄道のほうではですね最近になって今震災後5年経過しているところですが、ようやく上下分離のですね保有する新法人の形態が確定をしてきたところでありまして、南阿蘇鉄道のほうにつきましては令和5年夏ごろの復旧を目指している段階で、それまでに、これからまだ詳細を詰めるというような状況で動いているようなところもありますので、今後ですね関係町村、それから県等で協議を進めていくというふうな段階であるということを申し添えます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今回くま川鉄道が災害に遭いましてその復旧ということで国から補助金もいただいて、総額46億円の工事が結果的にもっと大きくなるのかもしれませんが、その97.5%は国が補填してくれるということになってます。そういうことで、復旧は県も再生協議会を立ち上げていただいて県の支援のもとに出来ていくと思うんですが、私は復旧復興が一つ、もう一つはくま川鉄道の経営の再建も今回はいいチャンスではないかと考えてます。その面から見たときに上下分離方式というのは非常にいい方式を国から提案していただいたなあと考えてます。線路、線路時期、そういうものが10市町村と一部県のほうからも出資していただいて組織をつくって運営していくことになるわけですが、鮮度に関する工事ですよ、保線工事。そういうものはくま川鉄道に委託をして、していくことになります。今くま川鉄道は約2億ちょっとの売上げに対して8,000ちょっとの補助金を経営支援の補助金を出してるわけですが、今後その数字がどう変わっていくのかですね現時点で今上下分離方式になったときに、今までの経営の売上げとか経費を仕分をしてそういうシミュレーションが今でもできるわけですが、私が経営者であるならば、もうそういうところはもう早速に分析してですね。上下分離方式になったときに上の分がどれだけの経費はかかるのか、下の分がどれだけの経費がかかるのかっていうのをもとに復旧後の会社の運営の仕方を方向性を出していくべきだと考えてます。それを今のくま川鉄道の経営者がですねどのようにそれを評価して考えてくれるか、それはまた今後私のほうからもお願いしていきたいと思ってます。それともう一つはやはりあさぎり町には三つ駅がありまして、その中におかどめ幸福駅、それからあさぎり駅、これは沿線としては市街地が隣接してる場所でもありますし、また公園が近くにあるということでもありますので、こういうのもやっぱり利用していくべきじゃないかなと。そういうほう方向で上下分離方式はいい方法だなというふうに考えているおります。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） 今課長から説明ありましたが、１１月に肥後西村駅から湯前町の部分運行を目指しているということと、また上下分離方式については全然復興ということも私も聞いてました。ですね令和２年のですね１０月１日の全協のときにですね各公共交通機関の整備、運用比較についての検証とですね及びくま川鉄道再生協議会の設立について説明があったわけですけど、再生協議会、再生協議会設立の協議事項の中にですね、くま川鉄道株式会社の持続可能な運営、組織改革、事業計画、収支計画とあります。その他の事項ですね、これは下の部、上下の下の部分ですけど全線復旧及び上下分離方式後の整備主体としての役割。についてはですね関係市町村が再生協議の中で協議していく話だと思います。しかしながら先ほど言ったように持続可能な運営ですね。これ町長も言われたんですけど組織改革、事業計画、収支計画。これについてはですね上下分離方式後はですね当然くま川鉄道が営業主となるので、くま川鉄道がくま川鉄道株式会社が作成すべきだと思うんですけど、この点については再生協議会の中でそういう説明があったのかをお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。昨年１０月のですね説明の中で、再生協議会の協議事項の中に持続可能な運営とそれから今後の整備主体としての役割あたりについてを協議するというふうなことが入っておりますのは、先ほど説明いたしました特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の要件の中で御説明しましたように、復旧後の長期的な運行が確実であること等が入っておる関係から、当然このあたりにつきましてはくま川鉄道さんだけではなくて関係自治体も入った再生協議会の中で十分検討しながら今後の運営を決めていくというか、計画していくというふうなことで説明をしているところであります。先ほど３年度の４億３、５９２万４、０００円の明細を説明をさせていただきましたけれども、ようやく３年度の国の事業が決定をしたということでこういうふうな明細が出ておりまして、これらの中身についてはですね国及びそれから県とくま川鉄道さんから再生協議会のほうにも詳しい説明があつておるところであります。この今回の４億３、５９２万４、０００円の中に、流失しました球磨川第４橋梁の詳細設計費等も含まれております。これが積み上がったところでようやくその復旧費用といいますか計画というかそういうものの全体がやっと見えてくるのではというふうな段階でありますので、今後、来年度以降、それから復旧に向けての全体の事業計画、予算等についてはこれから積み上げられて協議が始まるという段階ですので、今の時点では残念ながらそういう全体計画が出来ておりませんので、出来ていないと思われますので、くま川鉄道さん並びに県等のほうから再生協議会のほうには説明はされてないという状況です。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） えっとですね、あさぎり町議会でですけど、昨年の９月の定例議会の際ですね、くま川鉄道復旧についてに関する決議書を提出しております。その中でですね、復旧後の事業計画や収支計画を検討し、町民の理解と協力を得られるよう結論を出すべきであるとしてます。先ほども述べたように、上下分離方式後は独立した鉄道運営事業者としてやはり、やっぱりしっかりした事業計画を立てることが必要であると思ってます。また地方自治体からするとですね。

運営費を補助するっていう立場から、これ資料はあると思いますけど、各町村、関係町村の負担金はですね。やはりくま川鉄道株式会社は、やっぱり運営する補助する立場からすると事業計画、収支計画をちゃんとつくってですね、やっぱり関係市町村及び議会に対して説明責任を果たすべきだと思います。また部分運行が１１月に始まる予定だと聞きましたけど、これもですね全線復旧、完全に全線が復旧するまで、やはりちゃんとした事業計画にのっとってですね、やっぱりそういう運営でやっていくべきだと思うんですけど。これちょっと私ちょっと資料がありますんで出していただきたいと思いますけど。今これ見ていただければ分か

と思いますけど、詳細については後で読んでほしいと思うんですが、これ千葉県ですね、銚子鉄道、銚子電気鉄道というローカル線の鉄道会社が、この多額の借金襲を背負ってですねその行政の補助金や金融機関の融資がストップされた中で、新たな社長のもとにV字回復するっていう記事なんですよ。その内容をですね簡単に言いますと、売上げがですね売上げの8割が鉄道事業以外です。それと代表取締役社長は元税理士さんです。そしてこの信念として売れるものは何でも売するというやり方です。代表者は組織のピラミッドの頂点じゃなくて、逆三角形の末端で常に現場主義であると言われております。そしてこの社長は、どんな問題も解決できる。むしろ解決できるからこそ自分の身に起きたんだっていうのが社長の心情だそうです。銚子鉄道には絶対に諦めないっていうスローガンがあるそうです。このような動画をですね、やはりYouTubeにいっぱい配信されてます。ご覧いただければ分かると思います。このことはですね尾鷹町長にもの心情にも相通じる部分があるんじゃないかなと私は思ってるんですね。ポッポ館にですね掲示してある高校生の鉄道復旧に対する熱い思いとか、この記事でですねローカル線は地域住民の足であるとともに情報発信基地でもあります。こうやって盛り上げて多くの人をもてなし、地域に恩返していききたいのですと社長が述べられています。くま川鉄道株式会社の永井社長も一緒に考えだそうなんです。私たちもやっぱりこのように銚子鉄道のように頑張っていたら地域住民の足になってほしいと思います。でやっぱこれは課長から説明ありましたが、もしも上の部分で赤字が出たら、それははっきりとは決まってないが当然関係町村で、市町村で補填しなければならないということだったので、やはりやっぱきちっとした事業計画、収支計画を立ててですね、そういうことがないようにしていくのがやっぱ上下分離方式の町長がやりたい部分だと思うんですよ。ましてちゃんとした会社である以上は利益を出していかなきゃいけないということがこれ命題なんですよ。そういうこともあって今後の運営方針についてですね、ぜひ議会側においても住民に対する説明をお願い出来ないか町長のほうからですね。それと上の部分のくま川鉄道会社の経営について、何か商売もされてたんで、どのようにしていけばいいのかというのもお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。議員が冒頭言われましたとおり、事業計画それから収支予算、復旧復興に向けてはこれは絶対必要であるということは議員が言われるとおりだと思います。そのようなことでですね、ぜひまたくま川鉄道再生協議会のほうにはお願いしていきたいと考えてます。なぜそう考えるかといいますと、例えば今度は2,300万の補助金をお願いするわけですが、またこれから今後ですね、こういうような場面がまた出てくると思うんですね。その都度その都度では多分それは地域住民、あるいは議会の了解は得れませんよ。しっかりした事業計画を立てて収支計画を立てた上で全体的にどれくらい資金が不足するのか、そういうものを示した上で令和3年度はこれだけ、令和4年度はこれだけというようなことをしていかないと計画性がないと、やはり1年たち2年たち3年目になってくるといろんな意見が出てきますよということは私もそこは今述べているところですが、10市町村で構成してやってることですので、皆さんそれぞれの御意見があつてですね、その中で合意形成しながら進めていってるような状況ではあります。それと、この銚子電鉄は私もこれテレビで放送がありましてですね、その時見ましたが、今ほば岩本議員が言われたとおりですが、もう一つ感心したのは、電車が故障して6,000万ぐらい修理代が要ると。でもそのお金がないと。何をやったかという線路の石ころを缶詰に入れて販売したと。それで6,000万を全国から集めたというような、やはりこれは職員さんの、この従業員さんの発想でそれをやられたということがですねテレビで出てましたけども、やっぱりそういうふうなやっぱりガッツがないとこれからくま川鉄道の上だけの経営もやっぱり厳しいんじゃないかなと思います。そういうようなことをですね皆さんと協議しながら、力を合わせてやっていきたいというふうに考えてます。できるならば上の部分がですね市町村の補

助金をもらわなくてもいいような、そういう経営ができればと考えておりますが、そうそう簡単にはいかないと思いますけども、先ほど申し上げたとおりあさぎりにはおかどめ幸福駅、それからあさぎり駅がありますので、それと連携しながらですねやっていくことで幾らか貢献できるんじゃないかというふうに考えます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） 会社の経営というのは旗振る人がですね、どれだけの手腕を振るってやるかっていうのにかかっていますんで、ぜひこのくま川鉄道株式会社というのは１個人の会社じゃなくて、本当に住民が利用する足になる会社ですので、ぜひ頑張ってください、従業員さんも頑張ってくださいですね独立採算がとれるようなですね会社になっていただければと思います。それをまた町長にお願いいたしまして次の質問に移ります。旧５か町村が平成１５年の４月１日に合併してあさぎり町となって１８年が経過しました。旧５か町村にあるですねいわゆる公文書ですね、いわゆる行政文書っていうのは、現在それぞれ旧役場に保管してあるのか、お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。旧５か町村の文書につきましては、旧上村の分はですね、旧の上庁舎とこの議会議事堂の北側の倉庫に保管しております。それから旧の免田町の資料につきましては旧の上庁舎、それから旧の岡原村の書類につきましては旧の岡原庁舎、それと旧須恵村の資料につきましては、旧須恵村庁舎横にあります石倉がございます。そこに保管しております。それから旧の深田村の文書につきましては、せきれい館の北側のですね駐車場のプレハブ倉庫に保管をしておるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） えっとですね国の公文書管理法でですね、第１条の目的規定にですね公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産と位置づけて、主権者である国民が主体的に利用しているものとしています。また熊本県ですけど、熊本県では行政文書等を県民共有の知的財産と位置づけて、その適正な管理を行うとともに、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため、熊本県行政文書等の管理に関する条例というのを平成２３年３月に制定してます。公文書というのはやっぱり取扱いに対しては非常に気を使わなきゃいけないと思いますね、あさぎり町にも文書管理規程っていうのがありますが、公文書としての位置づけというのはなされてないと思うんですよね。やはり情報公開条例というのがありますが、やっぱりこういう整合性を図るためには公文書、文書ですね。やっぱり位置づけというのは大事なものであって、地方自治体の中にはですね文書等は行政活動の基本的かつ不可欠な伝達手段であるとともに、情報公開及び個人情報の対象であり、一部は貴重な歴史的文化的資料として後世に伝えられるものであるため、正確迅速丁寧に取り扱い事務が適正かつ能率的に行われるように処理し及び管理しなければならないと位置づけてあります。あさぎり町においてもこのことを明確にすることは先ほど言ったように明らかにする必要があると思うんですけど、そこで公文書の管理についてですけどあさぎり町では行政文書ファイル管理簿が作成されているのかどうかというのをお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。合併後のですね文書につきましては、各課ごとに文書管理担当者を決めてですね文書の整理、廃棄等も保存年限ごとに行っている状況でありまして、簿冊、正式な簿冊といいますか、このファイルまでは行ってませんが、エクセルファイルで管理しておるところまではそういうエクセルで管理しておるという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（２番 岩本 恭典君） 公文書管理施行令第１１条にですね、行政、先ほどの行政文書ファイル管理

に管理簿に関してはですね記載しなければならない11項の規定があります。これは分類、名称、保存期間、保存期間が満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所、文書作成取得日の属する年度その他これに準ずる期間、前後の日における文書管理者、保存期間の起算日、媒体の種類、行政文書ファイルと、これが行政文書ファイル等に関わる文書管理者。これが必ず必要なんですね。こういう管理簿があるとですね、役場の職員の方々が日々の業務を行う上での文書検索、あるいは情報公開に対する対応ですね。対応、これが容易にできると思うんですね。せんだって深田の保健センターを解体する際に、建物の仕様書が見つからなかったために途中でアスベストが使っているのが判明して、補正予算を組んだ経緯がありますけど、あさぎり町の文書管理規定の中ですね、これ第31条の中に、文書の編さんで30年間保存しなければならない第1種の文書として、公有財産の取得、管理及び処分等に関するものというのがあるんですね。ということは、30年保存してあると私は思っていたんですけど、実際は合併前ですので、その文書のちゃんと精査してするというのは難しかったと思います。ただですね、今後ですねやっぱあさぎり町の公共施設、施設個別計画を進める上で、当然公共施設の除却解体が進んでいくと思うんですけど、やっぱりそのときにはそういう仕様書がないとですねどういう構造でつくられているのか、材料とか、そういうのが必ず必要になってくると思うんですね。こういった問題が起きないように。そういう点からもですねやっぱりこの行政文書ファイル管理簿っていうのは、当然つくる必要があると思うんですけど、それについてはどういうお考えを持っているかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。議員言われますとおり旧の5か町村の分ですね文書につきましては、先ほど述べましたそれぞれの倉庫に置いてはおるというところでございます。ただ簿冊管理までは出来てはいないということでこれを今後どういうふうに取り扱っていくのか、まさに施設の除却等も始まりますので、そこは一つの課題というふうには捉えております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 膨大な資料なんですね。今の資料と。旧5か町村を全部合わせたですね。これを整理したり廃棄したりっていうのは物すごい時間と労力がかかると思うんです。これを役場の職員でやってくださいというのは当然無理な話で、また、こういうのには物すごい専門性が必要とされますんで、私は文書管理システムというのがありますからそういうのを導入してですね、できれば役場を定年退職された方、また再任をされた、再任用された方々、こういう方々っていうのは、合併以前がそれぞれの役場での経験があります。その知識とですね専門性を持っています。エキスパートですよ。本当は専門職、例えばそういうそういう人が公文書管理者とかちゃんと教育を受けた人が必要なのかもしれませんけど、そういうとこじゃなくて、再任用された方の方たちは、旧町村のそれぞれさっき言ったようにいろんな専門性を持って経験もありますんで、そういう方を利用してですね文書管理システムを導入してですね、私はやったらいいんじゃないかなと思ってます。最後にですけど、これ公文書に関しては今言ったように文書管理規定はありますけど、条例化はされてないんですよ。私はやっぱりちゃんとこの公文書っちゅうのはやっぱ役場にとって本当に必要なこれがなくて駄目っていうようなものですので、ぜひ条例をつくってですね、熊本県も行政文書を県民共有の知的財産としてますんで、あさぎり町においても、町民共有の知的財産、として適正な管理保存及び利用等を図ることが、実際はですね、特にこの文書管理の重要性を認識しなければならないと条例を制定して、私は思います。最後に町長の見解をお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、文書管理につきましてはですね、私もこの町長の立場に立って思うのは、役場の仕事って資料の整理がまず第一だと。もう自分でもつくづく思います。自分なりにもう資料を整理す

るときに、どうやって分類していくのかもうそれで何度も何度も私は試行錯誤してきました。その点やっぱ職員は、これまでのいろんな蓄積があってですね、その辺は非常に上手に分類して整理してあります。ですから、結構あさぎり町になってからの資料が主ですが、いろんなものを私が求めたときもですね、そういう資料がすぐ出てきます。ですからほんとに文書管理システムはきちんと出来てると私は確信しているところです。よくそういうところはですね整理が上手に出来てると。ただ、今岩本議員が言われたような、合併前の旧5か町村の資料が、その旧上村役場の建物とかあるいは深田のプレハブのところにあるとか、そういうのがあります。これから除却が進みますし、また一度ですね議員が言われるようにいわゆる文書管理システムでもう1回整理整頓をやらなきゃいけないんじゃないかなということは職員達と最近議論を始めたところです。どういうふうにやっていくか。そこで今提案いただいたような再任用の元職員さんとかですね、いろんな方のお手伝いも専門的な知識を持った方のお手伝いもしてもらいながら、これからは文書で残したがいいのか。これをもうデーターに置き換えてもうデーターで整理した方がいいのか、文書をデーターに置き換えるにもやっぱり一つのそこに工程が大きな工程が出てきますけど、例えばそれを整理したものを業者に委託して、そしてそれをデーター化していくということはもう外部業者にお願いできるわけですよ。分類さえきちんとできればですね。そうやってデーターに保存することで、もう場所をとらない。そしてまたパソコン上でも検索できる。これから特にもうAIが入ってきますと、もうて適時に出てくるようになりますので、そういうような整理の方法もあるんじゃないかなと思います。そこら辺のところは、これから建物の個別計画の除却もですね、これからまた議会といろいろ議論をしながら進めていくわけですが、そういう中で、その文書の整理の仕方もですねしっかりとしていきたいと思います。ただ一つ、私が懸念するのは、文書整理係っちゅうのは、何となくイメージ的に窓際族というようなイメージがあるわけですよ。そこをそうじゃないんだということをしっかりと職員さんたちに理解していただく必要があるというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 私もこの文書っちゅうのは職員さんの意識づけが大事だと思うんですね。ほんとにこの公文書がないと職員さんは何も出来ないっていうことが分かると思うんで、これを整理するのは非常に大事な物すごく膨大な資料、先ほど言ったように資料ですね。時間がかかりますけど、その辺はちゃんと整理して、1回整理したらですねあとはもう簡単に出来ますんで、ぜひそれをお願いして質問を終わりたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） これで2番、岩本恭典議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、12番、溝口峰男議員の一般質問です。

○議員（12番 溝口 峰男君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 12番、溝口峰男議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今議会の最後になりましたが、よろしくお願い申し上げます。まずは町長にパワハラセクハラは大丈夫ですかね。はい。町長に聞いてもないと言われるでしょうから。年長の課長さんに後で報告をいただければと思います。はい、それでは通告をいたしておりますまず避難行動要支援者名簿提供の根拠となる条例の制定について伺います。災害対策基本法に基づきまして、避難支援等を実

施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成が義務化されております。またあさぎり町防災基本条例第10条では、避難行動要支援者への支援体制の整備がうたわれております。今年の3月30日内閣府から避難行動支援者名簿の作成及び平常時からの名簿情報の提供の推進について県を通じて通知がなされていると思います。その通知の中に、平常時からの名簿情報の提供の推進等として、避難行動要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供できる。根拠となる条例の制定について、積極的に検討すること。内容がそうでありましたが、まずそこで、あさぎり町でも避難行動要支援者の円滑な避難を図るために、避難支援者間支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供がなされておりますけれども、個人情報保護の観点からも、名簿の提供の根拠となる条例の制定は大事なものであるというふうに考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今朝の新聞の折り込みの中に、熊本県からのニュースの中にですね、やはりこの災害に対する備えのところが1面いっぱい使って書いてありました。その中にですね、昨年の7月豪雨で災害に見舞われた方の体験談も記載されておりましたが、やはり、避難準備の大切さを非常にうたってありました。避難行動要支援者名簿というのは、あさぎり町でも区長自主防災組織の会長、消防団、それから民生委員さんのほうに預けてますが、なかなかこれも運用が難しいところもあったり、いろんな諸事情もあって今議員が言われたような、まだこの要綱等もきちっと記載されてない部分もございます。詳細は担当課のほうから御説明していきたいと思います。また議員のほうからもいろいろと御意見を伺いながらですね、また今後のことも検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今先ほど町長のほうから名簿情報の提供については順次行われているということであります。これもこれが避難者用名簿です。これはうちの地区だけのものですが、これにつきましては5月17日に自主防災の会長会議、上地区のありましたが、そのときに配布されたものでありまして、そしてなおかつそれに対します説明資料がございます。担当課は生活福祉課でしたね。はい。担当の職員がですねこれを配るときに、ちょっと気になる話をしたのが、あさぎり町においては、この情報を提供する中において、町には課題があるんだと。いう話をしました。やはり課題というのは、私はこれを本当にそれぞれの自治体、組織に配ることの根拠というものが整備されていないんだから、ほんとに出していいのかどうか。やはりそこの辺を担当職員も悩んでやっぱりこれを出してる。状況ではないのかなと、それを課題だというふうに私はとらえておりました。その辺を後でお伺いするとやっぱり担当職員もそのような考えであったようでございます。その中でですね現在あさぎり町の支援者として昨日もそれぞれ御回答がありましたけれども、2,400とかっていう話がありましたけれど、若干ですね担当者に聞くと日々変わるんですね。というのは、亡くなられる方もおられる。そういうこともあって日々変わってくるんですよということでしたが、やはりあの名簿提供の同意をされたかたに対しても当然変わってきますが、その中で要は町が把握出来てない部分も確かにあると思うんですが、その中の一つに、外国人に対しては現在どのような状況でありますか。外国人は町民課だと思いますが何人ぐらい町内でおられますかね。そして、そういう方々に対しての避難場所の提供情報等についてはどのようにされておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。外国人の方についてということですが、この外国人の方につきましては要配慮者というところになりまして、この要避難行動要支援者という部分の名簿の中には入ってこないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、すいません。資料をちょっと今日持ってきておりませんが、約400人ぐらいの外国人の方がいらっしまったと思います。その中でもブラジル今ベトナムですね。ベトナムの方が1番多くて200何人かおられたと思います。また正確な数字は後ほどお伝えします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。外国人の方に対する避難の周知につきましてはですねなかなかまだ出来ていないというところがございます。ただ、町のホームページ等についても英語訳で表示すること等もできるとは思っていますが、出来ますけれども、なかなかこう周知までは行っていない状況と感じております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 外国人については要行動支援者には入りませんが、要支援者については基準がありますからね。身体障害者であったり、それぞれの高齢者で、そういう基準がちゃんとありますから、それは全部町のほうでは把握されているというふうに私は思います。されておられますよね。しかしながら、やはり外国人の方々も今400名近くおられるということではありますが、この方々も町民ですもんね。町民には変わりないんです。一般のそれぞれの方々については、やはり地域地域でそれぞれおられますんで、自主防災の皆さん方がしっかりと対応されておられますけれども、外国人の方々が地域に対しての関わり、そういうものがあっておれば、私は自主防災の組織の中でしっかりと情報等も伝達もできるでしょうけれども、どういう今の外国人の方々が地域との関わりをされておられるのでしょうか。把握しておられますかね。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これ正式な話じゃないんですが、企業によってですね、やはり地域住民との会話を禁じてるところがありまして、なかなか交流が出来てないところもあります。また片一方で別の企業ではですね、スポーツフェスティバルなんかにですね、ビーチバレーをチームをつくって参加してこられる企業もあります。企業によって様々ですので、まだ県からのそういう指導というのも私もまだちょっと確認してませんが、今後はですねやはりもう外国人労働者というのは、日本にはもう必要欠くべからざる人材になってきますので、そういうところはやはり避難も含めてきちんとやっぱり体制を考えていかなければならないなと今考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 外国人の方がですね、個人の家庭に入っていらっしゃる場合はある程度その家庭の。

◎議長（徳永 正道君） マイクをお願いします。

●副町長（加藤 弘君） 失礼しました。個人の家庭に入ってもらっしゃる場合はある程度の情報が行っていくと思うんですが、企業の中に入っていらっしゃる場合は、が外国から日本に来るときに送り出し機関というのが向こうにありまして、日本に来る場合に、災害とかいろんなものの研修とか勉強とかを向こうでして外国から出てきます。と日本側についた場合も今度は受入れ機関というのがありまして、企業に届ける前の途中の受入れ機関が、そういう災害の場合とかですね、いろんなものを2週間ぐらい事前研修をしてから企業に届けるという形で、ある程度その辺についてはですね教育研修をさせて企業に届けているところがございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。企業によって様々かも知れませんが、やはり上地区だったら、避難所はもう上総合体育館だって、岡原はそれぞれ決められておりますからそういう情報はしっかりこう与えてしとかなないと、これはもう彼らもわかりませんからね。どこにそういうものがあるのかっていうこともわかりませんから。しっかりと企業を通じてでもこの辺はしっかりと提供をしていただければなという

ふうにも思います。それと同時にやっぱり外国人との地域との交流というのは私は大事だというふう思うんです。やっぱり日本語をもっともっと勉強したいという方々もおられます。現に教えておられる方々もおられるんですけども、やはり少しずつ一定の基準の日本語は勉強されてこられてますけれども、もっとやっぱり日本語を知りたい、勉強したい。だからそういう方々もおられるんです。現実には日本語を教えるほしい。だからそういう教室があったらいいけれどもなという話も耳に入ってきております。で、そういう形の中で、地域との関わりを持っていくならばそういう情報ともどんどん発信できるし、あるいはまた国際結婚ということもこれはもう出てくるんですね。そういう地域とのかかわりを持っていくと。私は結婚対策の観点からもぜひ一つの方法を企業と一緒に考えていただきたいなと。商工観光課で。結婚対策を。国際結婚でも構わんじゃないですか。どぎやんでしょかねその辺は。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。今のところはそういう活動は行っておりませんが、そういう方法も必要な部分があればですね、やっていきたいと思っています。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今回ですね私は条例の制定をお願いしたいということで、私なりに時間をかけて条例案を作って、執行部の皆さん方にも見ていただきました。出していただけますかね。これを見ていただいて総務課長は多分精査をされたんだろうと思います。この中で、あさぎり町に合わない条文、あるいは足りないなというようなところを教えていただければと思いますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、この条例案につきましての感想でございますが、この条例案は一つの手上げ方式の確認とゆうことも含まれております。そこにつきましては検討課題での一つではないかというふうには思っております。全体を見ますと、非常にこう綿密な条例のつくり方となっておりますので、そこにつきましても、もしつくるのであればどういうふうにつくっていくかということは検討していかなければならないというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。やはり名簿提供の目的はやはりですねこの条例にもありますように第5条にはやっぱりこの名簿の提供をしなければ要支援者の生命または身体を災害から保護することは出来ませんということをしっかりとしてあるわけで、しかしながら提供するばかりじゃいかんわけですね。個人情報の大事なものですから。だから、この情報を受けたもののやっぱ責務って言いますかね。責任がしっかりなからにゃいかんわけです。だから、第8条、9条では名簿の提供を受けた人には秘密保持というものが課せられるわけですね。だから、そういうこともしっかりとって提供してあげないとやっぱり要支援者の人たちも安心して同意はしていただけたらというふう思うわけですね。だからそのためには私はどうしてもやっぱり基本となるものの条例というのは私は作っておくべきだろうというふう思うんですけども、町長のお考えを聞きたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。やっぱり名簿の取扱いに関してですね特に個人情報ですので、また緊急時に役に立たない名簿であっては意味が、意味をなしますので、かねてからそれが見れるような、議員が提案していただいている条例等も参考にさせていただきながらですね、させていただきながら検討していきたいと思っています。今一方で御近所支え合いネットワークで特に石坂地区でもつくられましたし、今永山地区でもつくられましたが、地元の人たちによって避難行動要支援者の名簿というか、地図の上にここにそういう方がいらっしゃるという印をつけていく。そういう名簿が出来てます。そういう名簿をまず地元でつくっていた

だいて、そして町が提供するその2,400人分の名簿をですね、ちゃんと照らし合わせていただく。そういう使い方がいいのかな。だからそういう使い方の場合の条例の在り方っていうのを検討して、そういう条例をつくってあげれば、1番こうそういう緊急避難時のときに役に立つ名簿ができるし、また、その名簿の取扱いの条例もできるんじゃないかなということですので、ぜひ今後それ検討していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。よろしくお願いいたします。それでは2番目の社会教育施設の町長部局への移管について伺います。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正、長いんですけどもこれが施行されております。内容はですね、社会教育（スポーツ、文化、公民館施設）を町長部局に移管し、観光振興、地域振興、まちづくり、福祉防災等の事業について一体的に活用できるように自治体の判断で条例により可能となったわけでありまして。このことで今後、地方創生に機動的に柔軟に対応できるようになりまして、住民サービスの向上につながるのではないかと考えるわけでありまして。資料については入れてありますので送っていただければと思いますが、町として社会教育施設の町長部局への移管についてどのように考えておられるのかということをお尋ねするわけでありまして、町長に答弁いただく前にですね、教育長にお尋ねします。この法律は令和元年6月7日に公布施行されております。教育委員会にも県知事から適切な事務処理が図られるように配慮願いますということで通知が来てると思いますが、通達以降に教育委員会はどのような協議を行い、町長に対して報告がなされたのか。協議の内容もあわせてお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） では、失礼します。はい。実際のところを教育委員会ではこの件については協議はしてはおりません。公民館は教育施設の考え方のもとに、地域や地域住民の個々の持つ課題等解決に向けてサポートする施設というふうに考えております。そういうような視点で今まで取り組んできましたので、教育委員会から町部局への移管ということについては協議はしてはおりません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 資料を送ってってください。はい。ということは、この資料は通達は見えないということでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、本当に申し訳ございませんが、私もこの通達については初めて目にしたものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今の話を聞きますと、通達多分来てると思うんですけどもね、教育委員会に。文部科学省総合教育政策局長から、都道府県知事、そして都道府県知事からは教育委員会に通知がなされておるわけでありまして、確認願いたいんですが、やはりいろいろな形で書類が回ってくると思いますんで、一つ一つを精査をいただければというふうに思います。やっぱりこのパンフの1番表にありますように、やはり今国自体がそういうふうに公民館もいろいろな活用をしてくださいよと。公民館だけでなくして社会教育施設については教育委員会だけの考え方でなくして、もう町全体で地域づくりに使っていたきたいし、また今から言われるような自主防災避難所。もうそういった多様な使い方を今後はしていくことが大事ですよということをやっぱり国が考えており、法律の改正をしたわけでありまして。今でも避難所あたりはですねそれぞれ地域指定の上総合体育館であったりありますけれども、じゃあその鍵は誰が管理するのかって、いざというときには誰が持つてするのかとか、まだ今それぞれにまだ課題があります。私どもも今のところはですね、職員が2人ずつでも来て開けてくれますけれども、じゃあこれ来られなかった場合

はどうするんだろうと。いざちょっと大きな地震があったりした場合、学校でもそういうことが言えるわけで、やっぱり今後はいろんな形で使い方を考えると、そこの辺の管理の仕方というものを大事なところが出てくるのではないのかなというふうにも思います。やっぱり森園であつたりいろんなサッカー場の大会等がありますけれども、子ども達を地域の公民館に宿泊をさせていただいております。今はちょっとコロナで出来ませんが、ですから私は今後はですね、ああいう大会を私はもう積極的にですねどこかの部署でやっていただいて、そして公民館分館に泊まっていまして、そしてヘルシーに子ども達を連れていって、そしてあそこで食事をして帰らせる。そういう形をですね、今町全体で何らかの形でよそからの人間を引き込めるような施策をこれはどこが担当するのかちょっとわかりませんが、その辺は大事なことじゃないのかなと思いますけれども、どうでしょうか町長。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、既にあさぎりの森園はですね、子ども達の教育の場として非常に活用されますし、また九州各地からチームが集まってきて、公民館等に宿泊しながら試合をされているというような状況です。これをですね一応自主的にそれぞれのサッカー、社会体育の中で指導者の方々が横の連絡をとりながら、お互いにそういうところは自分たちで手順を決めてやっておられますので、非常に助かっておるところですし、ある程度制度、今議員が言われるように仕組みをきちっとつくっておいて、それを使いやすいようにしてあとは民間で活用していただく。そういうための制度とかあるいは施設の整備というのは私は必要ではないかと思います。まだそれをどこで主管するかということについてはですね、まだこれはまだ庁内でゆっくりじっくり議論していかなければならないことではないかと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今まで検討がなされておればですね、いいんですけども、今後の大きな課題ではないのかなと。ですから教育委員会で自分とこの所管だから絶対駄目ですよってというような堅苦しい考え方でなくて、もっともっと柔軟な形の中で、みんなが使えるようなことをするということであるならばですね、やっぱりこういう方法、町長部局に移管することだって私はあってもいいんじゃないのかなと。その辺はしっかりと検討いただいて将来の課題としてお願いを申し上げておきたいと思います。それでは2番目に入りますが、大きなですね。ほいで公民分館建設の所管もこれは教育委員会の所管であります。従来は形はもう規則で定められております。しかしながらやっぱり今からの先ほど申し上げたように公民分館の役割というのは、私は多方面の大きな役割を担うところに今後はなってくるだろうと、またそういうふうになっていかないと私は思いますね。そうであるならば、やはり今後の公民分館の作り方というものにも関わってくると思います。現在は9割補助というのがうたわれております。そしてそれが申請上があればそれはもう認めていきますよというのがもう今までの流れです。しかしながら今後は今町長のお考えでは先ほどから申し上げてるように、もういろんな複合施設としての活用をしていただきたい。そのためにはもう一つの行政区に一つは駄目ですよ。基本的なことを先般も言われましたけれども、そうであるならば、あとの9割補助の10%はじゃどうするんだという話になってくるわけでありましたが、どのようにお考えで、今の複合施設、新しい公民分館っていいですかね、公民分館の名前はまたこれは考えにやいけません、それについてのお考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい公民分館の建設、改修とか建設につきましてはですね、町のほうからいろいろ予算書とか、あるいは設計図が出てきた段階で地区の方と話をする中で、もうやっぱり財政的な問題もあって、もう小さいものしかつくれない。もう出来たらもう将来的に戸数も減っていくから、区の統合も考えてそれなりにある程度大きいものをつくっていったほうがいいんじゃないかというような御意見をいただいて、

近隣の区長さんたちに御相談した経緯はあります。また別のところからはですねもう区の統合これはもう町で、その部分的に上地区だけでやるんじゃないかと、全町でもう1回見直すべきじゃないかというほんとに御意見もいただきまして、今そういうふうな区の統合についてはですね、まちづくり審議会のほうに委託をしているというような状況です。それで、やはりこれからの地域のコミュニティーを進めていく中で、今回も質問の中に幾つかそういう質問がありましたが、やはりその地域地域にですね、やはり主導的な立場のやっぱりリーダー、それをサポートする方々、そういうやっぱり人材が必要になってきます。地域に今までの現在の52地域では、やはり戦力不足のところがありますから、幾つかの区が統合することによって、そういう人材の確保もやりやすくなるんじゃないかと。そして一緒にやっていく。公民館の建設費もかなりの金額がかかりますので、単なる公民分館活動だけで利用するのはもったいないところもあります。今、国の農業イノベーションの中で、その農泊という言葉も出てきてます。農村地に泊まるというようなこともやりなさいというメニューがありますので、先ほどの森園のグラウンドのように九州各地から子ども達が集まったときの宿泊所としての機能ですね。そのためにはやっぱり簡易宿泊所としての認可も受けなきゃいけませんので、そういうものも検討しながら、また一時避難所として、町指定の避難所に行く前に、まずはその近くの公民館に一時避難すると。そこから町の指定避難所に避難するというようなことも想定されますので、一時避難所としての機能も持たせていけばということで今公民館建設には90%の補助金が出てるわけですが、そのその一時避難所、あるいはいろんな活用の方法で、その残りの10%を補助することができるかどうか、法的にもそれが可能かどうかということ調べなきゃいけませんし、いろんなものを調べてですね、まず今区の統合のほうをお願いしてますので、そちらのほうの話が進んできて、いよいよ公民分館が建設が令和4年度には具体的になってくると思いますので、そのときにはですねいろんな制度もしっかりと案をつくりまして議会のほうのお諮りしていきたいというふうに考えております。今町のほうに、すいません。地域住民の方に負担をお願いするのは非常にやっぱり難しい状況ではないかと思います。経済も低迷してきている。その中でコロナ禍で収入も減ってきている。年金だけの生活の方ではなかなかやはり負担を担っていただくということは大変な御苦労もあると思いますので、その辺のところはですね、議員の皆さん方の御理解もいただきながら進めていきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、ぜひそれぞれ区にまたがる公民分館活用でありますから一つの区だけにそういうしわ寄せをするということとはとても出来ないわけで、またそれを皆さんにじゃあ応分の負担をお願いします。うちは公民館はまだですね新しいんだって。なんでよそとに負担せんばんとか、必ずそういうものが出てきて統合も全体も出来なくなってしまうんで、その辺はしっかりと写真をつくっていただいて、地域の皆さん方が納得できるように、あーほんなら区の統合もいいよねって。やっぱりそういうものをつくっていただいて、よろしく願い申し上げたいと思ひます。はい。それではこれも今年の今の国会で5月19日に成立しておりますが、地方分権一括法ですね、これが認可地縁団体も条件が緩くなりましたね。動産を取得しなくても、もう認可ができるようになりました。これはぜひ積極的に進めていただきたいし、それともう一つはですね、やっぱり法人格を与えるということでありますからしっかりと目的を定めるということが大事であります。次の質問にも入るんですけども、やっぱりこの規約の中にですね自主防災活動というものをしっかりとうたわないと、保険災害時のそれぞれ自主防災活動に対する補償というものも出てきませんので、その辺はしっかりと認可団体へのお願いをする段階には、目的をその辺も含めていただくように御指導をお願い申し上げたいというふうに思ひます。次の自主防災活動について入っていきますが、これも令和3年度の地方財政の見通し予算編成の留意事項についてですけども、これも1月20日に通達がなされてると思ひますが、その中にやっぱり自主防災を含む住民の防災活動の活性化に対しては、交付税

措置をいたしますよというふうになされております。今後、自主防災費の重要性というのはもう十分皆さん方が認識されておりますが、今後ですね私は今の区の運営費だけで自主防災活動が果たして充実していくのかどうかというのを心配しております。それで新たな本当は活動費というものを支援をお願いをしたいなというふうに思いますと同時に、防災の資機材の購入の支援、あるいはまた先ほど申し上げておりますように災害補償の充実ですね。そして、この実災害時の補償というのがこれはまた1番大事なところです。この辺がどのように整備されているのかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。まず初めに自主防災関係でのですね、あさぎり町の令和2年度の普通交付税基準財政需要額としましては、自主防災組織などに関わるリーダーを育成するもの、経費、また自主防災組織、女性防火クラブ等の育成経費として80万程度の措置費が含まれておることとでございます。それから自主防災組織のですね資機材等に対する補助につきましては、これは平成の25年度にですね1組織当たり1回必要経費の3分の2について上限5万円を補助するという事業を実施しておりました。ただ制定した当時のですね平成25年度と26年度につきましては、補助金、自主防災組織からの補助金の申請はなかったということとございまして、このようなことからですね平成27年度からは各地区の自主防災に要する経費の一部に対して助成するという目的で区の運営助成金について均等割を3万円から4万円に変更して、1万円の増額ということと、戸数割を353円から500円に変更して、147円を増額して区の運営助成金として、その分は自主防災組織に使っていただくということで区の地区の運営助成金を増額した経緯はございます。ただこのような経緯もございますけれども、当時とですね今の自主防災の考え方はちょっとまた変わってきておるものというふうに思っております。まずこの自主防災組織に対する補助につきましては、現在、自主防災組織からのですね要望、ニーズがどのようなものであるかというのは、またこちらのほうも把握はしておりませんので、まずそういうものの把握をする必要はあるのではないかというふうに思っております。それと、先ほどの自主防災組織の中のですね活動中の災害の補償につきましては、まず一つは公民館総合保障制度というのがございますので、自主防災組織は現在の公民館地区単位での組織がもうほぼ主になっておりますので、避難所運営の活動や避難訓練等についても対象となるというふうになっております。それから有事の際のですね指定避難所での活動、ボランティア活動も対象になるということとでございます。それから、全国町村会の総合賠償補償制度というものがございまして、緊急性、これは一つ避難所運営に伴う活動の場合も対象となるということとを考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。この運営費の中に含まれているということは、数年前私も確認いたしましたが、今の区長さん方でそこを理解されている方々というのはほとんどいないだろうと私は思いますね。やはりですね私は今一生懸命自主防災の組織の充実をうたわれておられますが、またそれをしていかなきゃなりません、やはりうちの区も今年2年度から自主的に自主防災組織活動費として5万円、そして今年は3万円。区から町から来るお金じゃなくて、独自でそういう費目をつくってやっておりますが、そういう支出の中に項目を入れることだけでもですね、やっぱり地区住民の皆さん方の意識は変わってくると思うんですね。やっぱり入ってるんだったら入ってるけれどもこの部分だけは自主防災の部分が入ってるんで、少なくとも自主防災活動費として地区のほうでは扱っていただきたいと。やっぱり振り分けをして、やっぱり地域の皆さん方が理解できるようにそして意識が高まるように、方法はやっぱり考えていかないとかならないのかなと私は思いますけれどもね。その辺はいかがお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私も区長の経験がありますが、運営補助金の中にそういう明細が入ってるの

は今回の議員の質問の中で調査して私も知ったところです。ですのでこれについてはですね、もう1回庁内でよく精査しまして、そしてまたきちんとした形にして区長会にはお示ししていきたいと思います。このまま今の状況をそのまま御説明するんじゃなくて、現状に即したような制度に見直すべきところは見直して、そしてお示したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、ぜひお願い申し上げたいと思います。それと資機材については今は消防のほうでですね、予算を組んでおりますおられますが、防災の備品購入費2,690万ですね、その中でこれはもう消防のほうで多分使われる部分だと思うんですけど、それぞれの自主防災でいろんな形での例えばヘルメットであったり、いろんなそれぞれの行政、自治体で違いますけれども、出してるところがいっぱいあります。救急セットであったり担架であったり消火のバケツであったり、トランシーバーであったりヘルメット、ハンドマイク、いろんなものがあるわけですが、そういったもののそれぞれの行政区から自主防災でこういうものが欲しいと必要だということがあった場合、どういうふうな形での支援というものが出来ますか。今の段階では予算は多分組んでないと思うんですけども。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、資機材等の当然購入補助金については今ございませんので当然予算はないということでございます。その点につきましてはまず先ほど議員言われました地区内での防災自主防災に関する経費の中でですね、もしこうそういう購入できるような予算がもしあればそこで購入していただきたいと思いますが、そういうものももうないということでございます。そういうことであればですね、まず行政としましてはどういうものを必要とされておるのかということをもまず把握する必要がある。その中で今後どういうふうに補助として支出すべきなのか、そこら辺は今今後検討していくべきとは考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、うちは幸いにして辛抱して活性化交付金を辛抱しとったですから、その中で避難所の運営キットですね。それをうちは行政区で買いました。いざというときにはそれを使うと。よそはですねやっぱり救急、それぞれの各戸に世帯に一つずつ救急の何て言いますかねセットになってるものを配ったところもあります。しかしながら、やっぱりまだまだそれぞれの自主防災活動をする上においては自治体で備品というのが整備されていないところだってあるわけで、やはりそういったことはやっぱりしっかりと整備していただいたほうが、活動が活発になりやすいし、またそういう活動する人たちが災害に巻き込まれない、あるいはけがをしないようにとか、そういう配慮のためにはそういう設備というのか、備品というのは大事なもののじゃないのかなというふうに思いますんで、ぜひその辺は検討いただいて今んところはもう予算がありませんので、今後の9月の議会もありますからね。その辺は配慮いただければありがたいなと思いますけれども、町長いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今防災に対する資機材はほとんど消防団のほうからの要望にあって消防団のほうに提供しているというのが現状だと思います。これからですね自主防災組織が立ち上がって、それぞれの自主的な運営が始まる。活発な運営が始まると、いろいろ要望が上がってくると思います。ちょっとそういうものも見ながらですね、どのような制度にしていくか、そしてどのぐらいの予算を組んでいくか、そういうのを見ていきたいと思います。もちろん、ゆっくりしてるつもりはございません。もうこれは緊急を要することですので、早い時期にですね、仮に頭出しで当初予算をつくっておいて必要であればまた補正をお願いするという方法もありますので、そういうことも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） それともう１点確認しておきますが、公民館の総合保障制度というのは、案外補償の内容というのが低いんですよ。もう一つ言われましたけれども、本当にそれでできるのかなあと思うんですけれども、もう一つは、防火・防災訓練、災害補償等の共済制度が消防庁のほうで組んでありますが、これは１人１円ですね。１人１円。だから１万８,０００人おれば１万８,０００円でいいんですけれども、これで１人の５,０００万の補填があります。１人。大きいですよ。だからやっぱりそういった形でしっかりとあげとかなないと、私は消防団でありませんし、民間の人たちがもうボランティアでして人のために、人のですね要支援者の方々を犠牲に遭わないようにやっぱりしていくわけで、そういう人たちがやっぱりいざっちゅうときに何も補償もないって言ったときにはもう次続かないと思うんで、その辺の補償内容もぜひ検討いただいて、十分とはいかないまでも皆さん方が安心できるような形は作っていただければなど。金額が１円ですから、ぜひ検討いただければと思いますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。今お話いただきました共済制度につきましてはですね、こちらのほうも内容を精査いたしまして検討していきたいというふうに考えます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） はい。次に、４番目に入ります。あさぎり町誕生２０周年に向けた取組について伺います。令和５年４月があさぎり町誕生２０周年、成人式を迎えるわけですが、私は先般ですね、町民が心をつににするあさぎり音頭をぜひお願いしたいという話をいたしました。教育長のほうからはここにも書いてありますが前向きに検討したいというお話でしたが、具体的にどのようなとなっておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。今の件についてちょっとお答えする前に先ほど社会教育施設の町部局への移管についてという御質問ございましたが、その長い法律でしたけどそれは見たことはございませんが、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてという平成３０年１２月２１日付けの中央教育審議会答申、これはきておりまして、その中にも含まれていたのではないかというふうに思っております。それでは、あさぎり音頭の件でございますが、これも私もよく覚えておりまして、令和元年度３月議会におきまして町民が一体感を醸成することができるようなあさぎり音頭については、町内の動きを見ながら検討していきたいというふうに回答しておるところでございますが、教育委員会内でも制定に向けた具体的な取組等についてのレベルまでは至ってはおりませんが、少し協議をいたしました。どの課がするのかなど、予算はとか、あるいはいろいろな歌詞とかそういうのをどういう形で募集するのかなどというのは協議したことはございますけれども、今後は具体的な制定に向けて、合併２０周年記念式典に係る組織等はまだ立ち上がっておりませんが、役割分担があれば教育委員会でも取り組むべき、取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 合併してからほんとにこう議員おっしゃるとおり早いものでもう１８年になりますが、再来年は成人式ということですが、１０周年の時にはですね約１年ちょい前に担当課担当部局を設定してスタートをしております。今回はまだ２年あるわけですが、４月１日に担当を決めまして、担当部署も企画政策課で担当するなりして、現在は１０年前のですねやった事業の内容を書類を探したりですね今準備を進めているところでございますので、今からあさぎり音頭等もですねひっくるめて全体的に進めていく計画でいるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、作詞作曲振り付けが要りますね。今度あさぎり音頭の場合。若干お金がかかるかと思いますが、ウッチャン等にですね、ウッチャンあたりに打診していただいて作詞等ができればちょっと地域の人たちも頑張って踊っていただけるんじゃないのかなというふうに思いますんで、その辺は全国広報あたりも考えられるでしょうし、ぜひ前向きにですね、みんながほんとに一つになるような音頭をつくっていただきたいというふうに思います。担当課も決まったということでもありますんで楽しみにしておりますが、今現在20周年の時にはコロナも落ちついてくるでしょうし、今一生懸命ワクチン接種で頑張っておられる方々に対して本当に感謝を申し上げますが、接種対象者が接種終わるのはいつごろ予定されておられますか。そしてまたもう1点。接種証明書ですね。証明書の発行というのはどのようにお考えですか、お尋ねしときます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。コロナワクチンの接種につきましては、現在65歳以上の方を行っております。こちらが7月8日を終了と予定しております。その後基礎疾患のある方、60歳から64歳までの方を優先に実施しまして、59歳の方の接種を今後計画いたしますが、予定といたしましては、10月の上旬までには全ての方の2回接種を終えたいと考えております。また、2回、現在も2回目の65歳以上の方の2回目の接種を行っておりますが、2回の接種を終わられた方につきましてはその時に2回接種をしましたという済証の交付しているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 時間の配慮をお願いします。いいですか。町長。

●町長（尾鷹 一範君） QRコードがついてますのでこれ読み取ると詳細が見える。これは剥ぎ取ることが出来ますので、厚紙なんかに貼っていただいてお薬手帳に貼ってくださいという指導もあってますが、薬手帳は満杯になるとまた新しいのになりますので、上手に保管されたいと思います。私は一応携帯で写真を撮って、何かあったらそれを示そうと思ってます。

◎議長（徳永 正道君） これで12番、溝口峰男議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後0時02分 散 会